

# 宮城県構造計算適合性判定委任基準

平成27年 6月 1日制定

平成31年 4月 1日一部改正

## 1 趣旨

この基準は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定(以下「判定」という。)の全部又は一部を第18条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣が指定する構造計算適合性判定機関に行わせること(以下「委任」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 委任要件等

### (1) 法令等への適合

法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)及び指定構造計算適合性判定機関指定準則(平成27年3月2日付け国住指第4540号)に定める指定構造計算適合性判定機関及び判定の業務に係る規定に適合する者として法第77条の35の2から第77条の35の5までの規定の定めるところにより国土交通大臣が指定する者(以下「指定適判機関」という。)であること。

### (2) 業務区域

宮城県全域とする。

### (3) 業務範囲

法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第1項、第18条第4項(ただし、知事が別に定めるものに限る。)に基づく判定の業務とする。

ただし、指定適判機関が業務の範囲を限定する場合は、その範囲とすることができる。

### (4) 判定手数料

判定に係る手数料の額は、建築基準条例(昭和35年7月21日宮城県条例第24号)第17条の2に定める額を基準とする。

### (5) 判定の受付を行う事務所の所在地

判定の受付を行う事務所の所在地は、宮城県内にあること。

### (6) 委任期間

委任期間は、5年間とする。

## 附則

### 1 施行

本委任基準は、平成27年6月1日から施行する。

### 2 経過措置

宮城県指定構造計算適合性判定機関指定基準（平成19年5月31日施行。最終改正平成27年6月1日。）附則第2項の表に規定している指定適判機関については、2委任要件等（5）の規定を5年に限って適用しない。なお、この場合、業務範囲は従前の例による。

附則

本指定基準は、平成31年4月1日から施行する。

宮城県指定構造計算適合性判定機関委任基準により  
知事が別に定めるもの（案）

宮城県指定構造計算適合性判定機関委任基準（平成27年6月1日施行）第2（3）に基づき、法第18条第4項の知事が別に定めるものは次の表に掲げるものとする。

対象建築物
建築基準法第18条第2項の通知に係る建築物（建築主が宮城県である場合を除く）